

18世紀プロセイン教区の統合化機能

——村落学校の規律化機能——

増 井 三 夫*

(平成2年6月30日受理)

要 旨

本研究は、18世紀民衆教育「政策」史研究における絶対王政と「政策」との関連を再検討するための基礎的研究として、村落学校の法制的機能と現実的機能を分析することを意図したものである。分析結果は、村落学校が〈神|公権威〉に対する二重の服従を、忠実・従順・忠誠という規範によって、意識形態として、すなわち青少年・成人の内面的態度として訓練する規律化機能とこの服従意識を教区の「集合心性」として再生産する統合化機能とを担わざるえなかった、ことを明らかにした。

KEY WORDS

Integrierungspolitik

統合化政策

Disziplinierung

規律化

I. 問題の所在

〔1〕 本研究は18世紀農村社会における農民の基礎的生活過程の分析によって明らかにした共同体的行動規範¹⁾が公的権威を付与された社会的行動規範へ転換される過程を考察する第一段階の研究である。そのために従来の「政策」史研究を再検討する作業が研究史の現状から必要となる。従って、本研究は当然に「政策」全体の鳥瞰的考察から始めなければならない。

18世紀下級学校制度化政策が「国家の強制力」による民衆(=農民)教化・統合化政策であった、という見解は既に G. Schmoller²⁾, H. v. Treitschke³⁾以来 A. Leschinsky, P. M. Roeder⁴⁾に至るドイツ史学界において通説になっている。この傾向は我国教育史学界にも支配的で、特に絶対王政と就学政策との関係づけの分析が「直線的な結びつけ」と批判される⁵⁾ほどに顕著である。

こうした学界の通説にたいして W. Neugebauer が厳しい反論を展開していることも周知の事柄であるが⁶⁾、ここでも改めてその論拠を整理し、18世紀における就学強制「政策」の分析視座を明確にしておこう。

〔2〕 最初に1717年の就学規定⁷⁾に対する Neugebauer の分析⁸⁾を見ておこう。それによると、①本規定が「国王の意思表示であるのか」という点は研究史上検証されていないが⁹⁾、これについて Neugebauer は公文書を鑑定した結果「国王自身の意思決定」と「署名」の「産物」であることを立証している、②本規定は「全プロイセン王国」に「等しい文言」で公布されたという通説に対して、マグデブルクには導入されていないこと、「文言」は東プロイセン、ポンメルン、クレーフェ・マルクの「各州の実情に適合」させるように考慮されていること¹⁰⁾、③本

* 教育基礎講座

規定の「効果」は「僅少」であった、三点が新たな見解として特に強調されている。

Neugebauerはこの三点より、本規定が絶対主義公権力の「産物」にもかかわらずその実施は各州の実情によって一律の適用が制限されており、このことは絶対主義公権力の各州への「介入範囲が制限されていたことを意味する」、という見解を提示している¹¹⁾

この「介入範囲の制限」が「中間諸権力」=「貴族所領区域」の評価に直接関連するのであるが、Neugebauerの新しい論文でもこれに対する教育史研究の「全く不当な過小評価」「無知」が手厳しく指摘されている¹²⁾。「中間諸権力」についてNeugebauerはブランデンブルクのみならず他地帯においても「貴族の保護権 Patronatsgewalt」はその「支配区域の支配権の重要な構成要素」としてフリードリッヒ・ヴィルヘルムⅠ.に「保証」され、この権限はフリードリッヒⅡ.下でも「犯されなかった」と述べ¹³⁾、更に続けてその支配=保護下にある村落学校において全王国に「同質な」国王に対する「恭順 Untertanengehorsam」の「心性」形成が「実現されることができなかった」と結論づけている¹⁴⁾。

〔3〕Neugebauerの上記の分析結果は何よりもまず18世紀プロイセン民衆強制就学諸規程及び「政策」の根本的な再評価を求めている。本稿はこの再評価の第一歩とし18世紀強制就学規程を読み直すとともに新たな規程と史料を補足して、民衆強制就学規程が意図する教育「政策」を明確にすることに努めたい。そのために以下ではNeugebauerの見解を含めて再評価する上での基本的な問題点を指摘するとともに考察の視点を提示しておかなければならない。

まずNeugebauerの分析の問題点について三点指摘しなければならない。①絶対王政は貴族所領区域に保護権を「保証」したことによってその支配区域内の聖職者及び村落学校教師に対する一切の規制を放棄したのか、②強制就学規程で意図された絶対王政の政策自体の考察が軽視されている、③御領地と東部諸州、とくに併合された新州（シュレーゲン、西・南プロイセン）における就学政策が十分に位置づけられていない。

①については次章で検証することになる。②についてみると、A. Leschinsky, P. M. Roederの見解——18世紀プロイセン教育政策は「私領地統合化の観点から推進された」——は否定されるのであろうか。いまずこしこの見解を検討してみよう。A. Leschinsky, P. M. Roederの「統合化」論は、絶対王政が宗務監督機構を統合し、村落学校を「国家制度」化することによって青少年の「心性」を絶対的権威に対して帰依=服従するように「規律化 Disziplinierung」する、という点に特徴を有する¹⁵⁾。「規律化」の指摘は重要である。Neugebauerもこの「規律化」について言及しているが、それによると18世紀における「国家による及びなによりも国家のための規律化」の史実を否定するのみならず、強制就学による「規律化効果 Disziplinierungseffekt」を過大に評価することを戒めてさえいる¹⁶⁾。この両者の見解の相違を検討することは教育「政策」の特徴を明らかにする上で避けられないが、しかしこの「規律化」は③の新州における「規律化」政策——ポーランド人の「プロイセン化」——の評価にも関連すると同時に「社会的規律化」(G. Oestreich)論をも考慮に入れる必要があるので改めてIII章で論じることになる。

II. 教区に対する絶対王政の権限

(一) ランデスヘルの「最高司祭権」

〔1〕 ブランデンブルクにおける貴族の保護権は1653年の Landtagsrezeß で「更新強化」され、この Rezeß は19世紀まで廃棄されずに「プロイセン中心州の Stände の Maguna Charta」であった¹⁾。これが Neugebauer の「中間諸権力」=「保護権」評価の根拠になっている。Neugebauer が根拠としている条文は3, 4条であり、その主要な箇所を次に示しておこう。——「朕ハ朕ノ Landstände = Pfarrlehn ヲ自由ニ且ツ以前ノ如クニ制限サレルコトナク許シ、 Pfarrlehn ハ jus patronatus oder nominandi & praesentandi ヲ有スル.....jus nominandi & praesentandi ヲ朕ハ保護シタイ」(3条)「牧師、聖職禄、礼拝堂、キュスターハ旧来ノ [Landstände ノ] 特権、.....裁判権ノモトデ維持サレル」(4条)²⁾——。Landstände の Jus patronatus od. nominandi & praesentandi <保護権=聖職者指名・推薦権>の「保護」は1661-1663年の <Die Gravamina der Stände der Kurbrandenburg> によってとくにルター派 Stände に対するこの権限の再「完全保証」としてフリードリッヒ・ヴェルヘルムによって確認される³⁾。そしてこの「保証」が以降も継続したこととも確かに1786年の東プロイセン政庁の報告⁴⁾より知ることができ、上記の Neugebauer の指摘は立証されているように考えられるであろう。

〔2〕 しかし1653年の Landtagsrezeß が Landstände の権限を「更新強化」とすると同時に同じ3, 4条の後段で更に次のようにこの権限を規制する文言を載せていることにも留意されなければならない。——「然シ招聘サレタ牧師ハ、カカル職ヲ許サレル前に、ソノ教エ方ト生活ニツイテ審査ヲ受ケ、フランクフルトノ総監督或イハコレガイナイ場合ニハ朕ニヨッテ直接コノタメニ指定サレタ監督官ニ推薦サレ、彼等ガ教エ方ガ正シク説教職ニ相応シイト判断サレタナラバ、許サレル」(3条)「朕ハ宗務局ニ命令スル、.....各クライス及ビデストリクトノ貴族ト都市参事会ノ地区ニモ巡察スルコト、カカル巡察デ教会、学校、ホスピタルノミガ対象トサレルノデハナク牧師ノ教エ・生活・行イガ調査サレ、職務ニ有能デナイ者或イハ生活態度ノ劣ル者ハ免職サレルベキコト」(4条)——⁵⁾。

3条は Landstände の権限下にある区域=教区牧師任命に当たって、その資格審査権と推薦権を国王によって指名された監督官に与え、さらに4条は宗務局に Landstände 支配区域への巡察権及び当区域の牧師罷免権をも認めており、両条のこの箇所は国王の教区に対する宗務権を留保したものであると考えられる。この解釈についてはさらに検証を必要とする。そのため以下では教区におけるこの権限の執行を最も顕著に知ることの出来る礼拝・祝祭日規制と宗務権確立を、典型的に描き出されうるカトリック派を対象に限定して、考察する。

〔3〕 18世紀における礼拝強制の初見は1722年1月に神父 Trock がポツダム、ブランデンブルク、ナウエンの部隊付きローマ・カトリック派司祭に任命された条件である。それは当部隊での礼拝に際して国王とその王家に対して祈る——「至福と祝福あれ、この上なく寛大な神、プロイセン国王陛下フリードリッヒ・ヴィルヘルム、この上なく恵み深い我等の父、王妃、皇太子と全王家に」——義務である⁶⁾。この礼拝義務は「公的教会祈禱」として全ローマ・カトリック派司祭に適用されたが、1725年3月にケーニヒスベルクのローマ・カトリック派司祭は司教から直接命令を受けていないという口実でこの祈禱を「拒否」している⁷⁾。これに対して直ちに

4月プロイセン政庁に勅命が発せられてこの義務不履行に対して罰金10Rthlr. が課せられることになったが⁸⁾、しかし司祭はこれを拒否したために8月に再勅命が下されてここで「公的教会祈禱」義務の根拠が示された。それによると、国王の祈禱強制は「良心強制」ではなく、王国の「主権的支配権 *sou veraine Herr*」に由来する権限であり、従ってこれを拒否することは「反逆罪」とみなされた⁹⁾。そして9月18日付閣令はプロイセン政庁に対してこの「主権的支配権」をさらに全カトリック派と福音派の住民に拡大し、国王陛下と王家に対する「公的教会祈禱」を義務づけるにいたったのである¹⁰⁾。

〔4〕 それでは「主権的支配権」はいかなる権原に基づくものと解釈されていたか。これについては1725年4月3日付ハルバーシュタット政庁長官 Hamraht の見解が代表的なものである。それによると、1648年のヴェストファーレン講和条約(Art.V,§48)より「教会裁判権 *Jurisdictio ecclesiastica*」「司教管区裁判権 *Jurisdictio diocesana*」「聖事項 *Spiritualibus*」は「国王に帰属する権限」である¹¹⁾、と理解された。

実はこの解釈は、同年にカトリック派総助任司祭 General Vicario の任命権の所在を巡ってローマ教皇庁とプロイセン国王との対立が重大な事態に発展する気配を呈していた時に、この対立を解決するために用意されたものであると考えられる。従って、上記の解釈は総助任司祭任命権をプロイセン国王の権限に帰属させ、そればかりかさらに総助任司祭の国家官吏化をも合理化したのである。その結果、ヒュイスブルクの修道院長 Mattias Hempelman が枢密教会顧問官 Geheimer Kirchen-Rath 兼総助任司祭に任命され¹²⁾、そして1732年には総助任司祭に対しても先の「公的教会祈禱」義務に準じた「誓約」——「聖事項担当総助任司祭は陛下に忠実・忠誠・恭順であること」(v.Cocceji 作成)——が強制されることになる¹³⁾。

〔5〕 1720-30年代に用意された国王の権限は、v.Cocceji によって1742年に領有したネーダー・シュレージェンに適用するためにさらに整備され、教皇権と対等な「最高司祭 *summus episcopus*」権に発展する¹⁴⁾。その根拠は v.Cocceji が起草した1742年4月付「プロイセンカトリック派総助任司祭枢機卿 Sinzendorf への訓令国王草案」で示されている。すなわち、プロイセン国王は「宗教儀式及び聖務権 *Jus sacra et spiritualia*」を有し、この権限から「領邦高権 *Jus superioritatis territorialis*」及びカトリック派臣民に対する「支配高権 *vi supremi imperii*」が生じるのである¹⁵⁾。v.Cocceji は、ほぼ5ヶ月後の9月、更に外省各宛に「プロテスタント派領邦における教皇裁判権 *iurisdictio papalis in terris protestantium* は一時停止され」今後この権限はプロイセン国王の「領邦高権」に基づくことを通達しており¹⁶⁾、この「最高司祭」権論がプロイセンにおける絶対王政の宗務政策の枢軸を形づくるものであったことが了解されよう。

(二) 礼拝・祝祭日規制

〔1〕 「最高司祭」権の「宗教儀式権」と「支配高権」が教区民に対する礼拝規制の権原となっていることについては説明を要しないと思われるが、この規制の実態の数例をあげておこう。

1740年7月ケーニヒスブルクのカトリック派司祭が前王(フリードリッヒ・ヴィルヘルム I.) 逝去告知文を説教壇から朗読し、大喪期間中に教会音楽を中止し且つ事前に定められた教会礼拝形式を受け入れることを拒否した。これに対する閣令はこの司祭の行為を「処罰相当の不服従」と難じ、告知文を日曜日の午前の説教後かミサ前に朗読すること、指定された礼拝形式に

月	祝 祭 日	礼 拝 ・ 説 教
4	聖木曜日 聖金曜日 受難週 復活祭	月曜日—金曜日迄毎日受難説教(7:00-10:00) 早朝礼拝(5:30-7:00) 午前礼拝(8:15-11:00) 午後礼拝(1:15-3:00)
5	聖霊降臨祭	早朝礼拝(5:30-7:00) 午前礼拝(8:15-11:00) 午後礼拝(1:15-3:00)
8	マリア昇天祭	早朝礼拝(5:30-7:00) 午前礼拝(8:15-11:00) 午後礼拝(1:15-3:00)
9	学校説教	聖ミカエル祭(29日)以降水曜日 [1732年新設]
10	収穫祭説教	
11	待降節	4週間水曜日説教
12	キリスト降誕祭	早朝礼拝(5:30-7:00) 午前礼拝(8:15-11:00) 午後礼拝(1:15-3:00)
1	新年	早朝礼拝(5:30-7:00) 午前礼拝(8:15-11:00) 午後礼拝(1:15-3:00)

従うことを命じている¹⁷⁾。

一方、一般の礼拝規制は祝祭日規制と対になっている。1744年1月付のブレスラウ高等管区政庁 Ober-Amts-Regierung 及び高等宗務局宛勅令でシュレージェンの復活祭とこれに続く周期的な祝祭日は今後他州及びプロテスタント派に「適合させるよりも従わせる」ためにグレゴリー暦に基づいて祝われるべきことになった¹⁸⁾。それではプロテスタント派祝祭日礼拝の実態はどのようになっているのか。史料の関係で1846年当時の事例を示しておこう。

上表は祝祭日礼拝・説教が最も多数実施されているブレスラウ市街地の東部半分を占める St. Maria=Magdalena 教区の例である。本表は日曜日礼拝を記していないが、これは三大祭日と同様の時間で行なわれる。農村部の場合にはかなり簡素化されており、ほぼ日曜日、大祭日、新年受難週(ないし四旬節)に限定されている¹⁹⁾。

一方、カトリック派祝祭日はこれに比べてはるかに多く、特に収穫期には西プロイセンを事例にとると8-10月のほぼ $\frac{1}{2}$ (日曜日を含める)を占めていた²⁰⁾。

従ってカトリック派祝祭日をプロテスタント派のそれに準拠させようとした理由として直ちに、集中的な農作業が最も必要な時期における頻繁な祝祭日休業の廃止が想定されよう。しかしながらこの理由には更に留意しなければならない点が存在していたのである。すなわち祝祭日を廃止しても当日の早朝(8時)ミサは実施されたのであり、問題は早朝ミサ後の農民の行動の規制にあったのである。

〔2〕 シュレージェンのミサ規制令は1755、1764年にブレスラウ軍事・御領地財務局から総助任司祭に発せられており、その内容は廃止された祝祭日に早朝礼拝を行い、ミサは8時に必ず終了すること、これに反する初犯は処罰、再犯は司祭職追放という厳しいものであった²¹⁾。

2ヶ月後に同主旨の閣令がブレスラウ財務局に出されているが、ここではさらにミサ終了8時以後農民を「直ちに」就労させ、彼等が「一日を無為に過ごさないようにさせ」、これに違反した者は「逮捕」され、初犯一日8 Gr.の過料、その支払能力を欠く者には私領主ないし御領地での労役を課している²²⁾。

1766年6月11日付ブレスラウ財務局宛閣令は特に Ober-Glogau 地帯における事件を契機に上記の規制令の再強化を指令している。それは、当地帯で廃止されるべき祝祭日に私領主が先導して教区内の福音派を追放し、その場で直ちに「追放祭日」ミサが行われ、さらに「驚くべ

きこと」に当地の郡長がこの「蛮行をただ傍観」していた、という事実であった。閣令は郡長に祝祭日規制権を「蔽罰」の処罰権とともに与え、さらに従来祝祭日礼拝が行なわれた場合には司祭のみならず上級の司教も同等の処罰対象者としたのである²³⁾。

郡長の規制権限については1766年9月30日付プレスラウ財務局宛閣令で更に具体化される。すなわち、プレスラウ財務局を通じて郡長に、特に私領主所領区域内での祝祭日規制違反者に「強制手段」を講ずる権限を認めたのである²⁴⁾。

〔3〕しかし現状は、この規制にもかかわらず、①ミサが早朝8時に終了しない、②8時終了の場合でも「大衆は仕事に就かず、怠惰に過ごし、居酒屋で騒いでいる」(1776年)²⁵⁾、「ノラクラするか居酒屋を徘徊している」(1771年)²⁶⁾、「怠惰に酒に溺れている」(1772年)²⁷⁾、といった様であった。これらはいずれもベルリンの閣僚レベルの認識である。一方、規制対象である農民の意識には、伝統的な生活秩序に組み込まれた祝祭日を廃止することに対する「不満」があったようである。

1766年2月6日付国王宛クレーフェ政庁報告はクレーフェ・マルクにおけるカトリック派農民に対する「過剰な祝祭日の廃止」令が司祭の直接の「承認」「指令」によらなければ「不満を惹き起す」と予想し、この農民－司祭関係には「国王陛下の領邦高権」が及ばないことも合わせて指摘している²⁸⁾。1770年2月22日付 v. Finckenstein, v. Hertzberg, v. Münchhausen, v. Hagen 三大臣の上奏文ではさらに祝祭日廃止に関して農民－司祭関係に対する司教の介入も効果がなく、それがクレーフェ・マルク及びシュレーゲン以外でも顕在化していることも述べられている。そしてその対応策として、教皇庁代理大使・管区長 Ciofani によって教皇の祝祭日削減小教書を得て、それを国王名で公布させる方法が「不可欠」とみなされた²⁹⁾。これが v. Hoym 個人の見解であることは、この方法を巡って彼と内閣＝国王との不一致が表面化することによって知られる。

1771年7月13日付内閣宛書簡で v. Hoym は改めて教皇教書実現の必要性を繰り返し強調し、「これについて陛下の決定」を求めている。これに対する7月17日付内閣の回答は「疑問をなげかけ³⁰⁾、そして1772年2月9日付閣令は「朕は朕のラントで不必要な祝祭日を教皇の教書を得ずとも命令しなければならない」という最終決定を下したのである³¹⁾。

〔4〕この決定は、農民－司祭関係を「国王陛下の領邦高権」によって統制することを表明したものであり、このことは同時に祝祭日廃止－ミサ規制－農民の行為の規律化をこの「領邦高権」で統制することも意味する。そしてこの政策が、v. Hoym との見解の対立から推察されるように、国王自身の意向を直接反映したものであることに留意されなければならない。

この規律化政策の内容を1776年6月7日付西プロイセン政庁宛閣令は典型的に示している。その主旨は、次の三点を農村地帯の全聖職者に通告することを西プロイセン政庁に命じている。①「農民に、聖職者とランデスヘルに忠実を示し、忠実なる且つ従順な臣民として行動し、決して自己の義務を否定したりあるいはいかなる場合にも無視することがないようにすること」、②「徴兵から逃れることがないようにすること」、③違反者は「全て極刑に処せられるべきこと」³²⁾。ここでさらに留意されなければならない点は、農民－聖職者関係と農民－ランデスヘル関係を同一の忠実・従順関係という「心性」＝意識の形態に転換し、そのことによって、再び、司教及び領邦高権さえもが直接統制することができなかつた農民－司祭関係をランデスヘルとの忠実・従順関係へ意識転換＝統合する政策が国王の意思として明確な形で表明されたことである。

18世紀における教区は忠実・従順という規範によって農民を、その「心性」=意識の形態において、まず司祭=聖職者に対する、次にランデスヘルに対する忠実・従順関係へ統合する機能を担ったのである。しかもその統合化機能は、教区の現実的機能を十分に考慮に入れた、プロイセン国王の「宗教儀式及び聖務権」・「領邦高権」・「支配高権」に基づく宗教政策の必然的な帰結であったのである。以上の考察は確かにカトリック派に限定されていたが、しかしながらこの宗教政策がカトリック派のみに例外的にみられるものであり、18世紀プロイセン絶対王政の宗教政策の一般的且つ基本的な特徴を示すものではないという見解を支持する史料と分析を現在持ち得ていない。この点については次章で更に間接的に検証されることになろう。

III. 農村社会における村落学校の規律化機能

(一) 村落学校の法的規定

〔1〕 村落学校が「完全に教会の付録」(O.Hintze)¹⁾として農民の「キリスト教徒化政策の一環」に組み込まれていたという見解は研究史上一応踏み慣らされた道だということもできよう。1568年の「ザムラント、ポメザニン両監督の選びの秩序」(Ordnung von Erwehlung der beyder Bischoff Samlandt und Pomezan)は村落学校の上記の性格を公的に規定した典型的文書と思われる。その主要な箇所を紹介しておきたい。「学校は聖霊が作用する場 des heiligen Geistes Werkstete であるが故に、そこにおいて教師は恩恵 Gnad, 繁栄 Gedeyen そして祝福 Seegen を与えなければならない。これは児童たちの品性をよくするものである。それ故にこれは全ての学校において与えられるべき美しいキリスト教の躰の第一のものである…。教師は児童たちに学校という教会において及び路上において躰正しく且つ控えめに振舞うように児童たちに注意を払わなければならない…。躰の次に最も重要なものは我々の学校が最も偉大な聖なる場所 des größte Heiligthumb として目指す教理問答書である。何故ならばそれは愛すべき児童に真の敬神を与えるからである。それ故に全ての学校において教師は教理問答書の教授を最も重要且つ必須なものとして、特に年少者に力をこめておこなうべきである。しかし特にルターの小教理問答書以外は使用されてはならない。」²⁾

村落学校を「聖霊の作用する場」・「最も聖なる場」=「教会」と位置づけ、教理問答教授及び厳格な「躰」=規律による「敬神」態度の早期教育を意図する宗務局規程は、確かに、そのまま、18世紀における教育関係諸規程の基本理念として引き継がれる³⁾。すなわち、18世紀の諸規程は村落学校に、「聖霊の作用する場」に基づいて、二つの機能——①聖別準備=堅信受式資格者 Confirmandum の養成機関、②成人の教理問答教授補習機関——を与えているのである。

〔2〕 1718年5月2日「プロイセン堅信式規則」(Confirmationsordnung für Preußen)はこれまで殆ど注目されることがなかったが、堅信式の公的形式を定めたもので、1717年の強制就学規程を補足するものである。

本規則で堅信受式資格者に対する説教師の審問対象がルターの『大教理問答書』の暗唱・理解に定められ⁴⁾、そのことによって逆に教理問答教授課程生徒 Catechumenus にルターの『小教理問答書』の暗記と理解が必須となった。

1734年4月3日「プロイセン教会・学校制度改正規程」(Erneuerte und erweiterte Verord-

	夏		季		冬		季	
	午前	時間	午後	時間	午前	時間	午後	時間
ミンデン条例	3	60	3	60	3	60	3	60
一般学事通則	3	60	—	—	3	60	3	60
カトリック派	3	45	1	15	3	45	1	15
	2	30	1	45	2	30	1	45
			2	30	2	30	2	30

nung über das Kirchen- und Schul-Wesen in Preussen)⁵⁾は、生徒に教会における公日曜教理問答教授と週間(=水曜日)教理問答教授の出席を義務づけ(前文6, 10条, 13条), その出席を1718年規則の堅信

受式資格の条件に新たに付け加えた(11条)。この二点は1754年4月6日「ミンデン・ラーフェンスベルク農村学校条例」⁶⁾19, 22条で堅信受式資格要件として記される。一方、「一般地方学事通則」⁷⁾ではこの出席は要件から外されるが(26条), しかし本通則は日曜日にさらに学校での教理問答教授の補習を義務づけ(6条), 教理問答教授の一層の強化を図ろうとしている。カトリック派についてみると, 1765年3月11日「カトリック派一般地方学事通則」⁸⁾及び1801年5月18日「カトリック派下級学校通則」⁹⁾では「所定の課程を全て習得」すること(34条)の規程があるのみである¹⁰⁾。

以上のようにルター派規程において教理問答教授課程生徒を村落学校と教会の両方で堅信受式資格者へ教育する形態が次第に明確な形で強化されていく傾向が看取されよう。一方, 学校自体もこの教育目的に適合的にシステム化=教会化されていた。

〔3〕 最初に授業時間を概観しておこう。上表は三規程を比較したもので, 午前, 午後の各欄は時限数, 時間欄は1時限当りの時間(分)を示す。ミンデン条例と一般学事通則における1時限当りの基礎時間単位は1時間である。なぜ1時間が授業の単位となっているのか。これについて両規程とも何ら説明がない。従ってここではその理由について仮説を提示しておきたい。

1時間という時間の単位はルターが礼拝式の単位として示したものである。その箇所は、「1時間, 朗読し, 講解し, 讃美し, 歌い, 祈る。この全ては, 神の御言葉が用いられるようになり, 魂が高められ, 彼らが無関心にならないため」である¹¹⁾。両規程の午前・午後の第1時限をみると〔歌唱→祈り→讃美歌→主の祈り→教理問答書講解→祈り〕となっており, これは教会礼拝式に準拠したものである。しかもこの時間は教師の「厳格な注意」のもとで, 児童は「静かに坐し」, 「謹聴」しなければならない(一般学事通則19条)。このように1時間は, ①礼拝式の単位であり, ②児童が「無関心」にならずに厳格な秩序, すなわち時間の管理に従うことのできる単位である, と認識されていたと想定される。時間割の遵守は児童の「厳格な」管理を前提としたが, その管理は逆に時間割によって可能とされることになったのである。そのことは教授方法と学籍簿にも反映している。

〔4〕 ミンデン条例(11条), 一般学事通則(19条)における授業形態の基本的特徴をあげておこう。①唱歌〔教師模唱→全児童復唱→暗唱〕, ②祈り〔教師ないし児童1人が祈りを朗読→他の児童は謹聴→児童全員の斉唱〕, ③教理問答教授〔教師は児童が暗記すべき一節を2, 3回反復→児童は黙読による追読→数回斉読→暗記〕。この授業の方法上の原則は「本文に従って, 一語一語」, 児童が「復誦することができ, 暗記するようになるまで, 教えこむ」¹²⁾である。この方法は教師の「専制主義」, 児童の「精神的隷属」¹³⁾, 「外的権威に対する服従」¹⁴⁾をうみだす, 換言すれば児童の思考と行為を管理するシステムに最も適合的なものである。

父親ノ氏名	父親ノ職業	就学年齢児童洗礼名		年齢	半年間ノ 欠席日数	能力	学 習 内 容			
		就学者	未就学者				書キ方	読ミ方	計算	ソノ他
Burmann Hanns	農民 御者 ゲルトナー	Jakob	Nicolaus	11	18	劣ル	ABC	*	加法	
Hanfel Carl				10		劣ル	同上	*		
Friedrich		Anna		12	9	中位	同上	綴字		

*簡単な書簡の読み方

学籍簿 Schul-Catalogum はミンデン条令(6条)を初見とするが、一般学事通則(11条)もこれと同一である。記載項目は、児童氏名、両親氏名、住所、年齢、入学年月日、履習教科、操行、卒業年月日、である。この実例をみる事が出来ないのでカトリック派一般学事通則に添付された月間出席簿 Monatliche FleiB-Tabelle¹⁵⁾をあげておこう(上表)。この出席簿に操行項目を入れたものが学籍簿に相当すると推定される。

この操行項目は、実は、学籍簿の核となっているもので、その性格をも決定している。すなわち、学籍簿は児童に「決して読ましてはならぬ」もので、説教師の学校視察の際に提出し、「不行跡なる児童に注意を為し、またその両親と協議して軽薄なる行為ないしは悪行を阻止」する目的をもつ。

下表は児童の学校生活時間を記したものである。これを見るとほぼ7/8時から3/4時、

	夏 季		冬 季	
	午 前	午 後	午 前	午 後
ミンデン条令	7:00-10:00	1:00-4:00	8:00-11:00	1:00-4:00
一般学事通則	* ¹	* ²	8:00-11:00	1:00-4:00
カトリック派	8:00-11:00	1:00-3:00	9:00-12:00	1:00-3:00

*¹ 開始時間は固定されない(しかし1時間単位の授業3時間)

*² 午前中に3時間の授業を行った場合には、午後は授業なし(その逆でもよい)

間に昼休み2/3時間(カトリック派では冬季に1時間)を入れて、総計6時間学校に拘束される。この時間は教師の監督・管理下におかれる。しかし昼休み時間に児童は帰宅する。実は、この下校時に児童の行動につ

いても教師は「監督せねばならない」と決められている(ミンデン条令11条、一般学事通則19条)。学籍簿に記入される「軽薄なる行為ないしは悪行」はこの下校時にもおこるものと予想されており、その結果児童は一日の内ほぼ7/8時から3/4時の(家庭での食事時間を除く)8/9時間弱、教師の監督・管理下におかれていることになる。当時の農村社会における生活時間帯は日の出から日没であったから、ミンデン条令、一般学事通則は児童の1日の生活時間の7/8割を学校生活に割り当てていることになるだろう。その上日曜日についても、一般学事通則は前述したように午前を教会での公教理問答教授、午後に学校での教理問答教授の補習を義務づけている。就学児童を学校と教会でその行動を教理という権威的規範で規律化する具体的な教育システムがこの通則で構想されている、と理解されよう。

〔5〕次に村落学校の教理問答教授補習機関について考察しておこう。最初に補習受講者の年齢を確定しておかなければならない。次表は五規程についてそれを示したものである。ここで特に留意しておかなければならない点は卒業年齢と卒業資格である。換言すれば、資格については前述したように堅信受式資格であることは確認されているが、しかしこの資格取得がなぜ13, 14歳という年齢になるのかということである。

	入学年齢	卒業年齢	卒業資格	補習受講年齢
* ¹	—	—	—	教区住民
* ²	5/6	—	堅信受式資格	成人・若者
ミンデン条令	5	13/14	堅信受式資格	卒業生一般
一般学事通則	5	13/14	堅信受式資格	未婚者
カトリック派	6	14	* ³	20才未満卒業生

*¹ 1717年就学規程*² 1734年改正規程*³ 「村落学校で定められた学習を全て習得した者」(34条)

に基づいているからである、と説明され、そしてこの原則はミンデン条令で「いっそう厳密に法的に規定され」、一般学事通則で「完結的な形態を与えられる」と分析されている¹⁶⁾。しかしながら両規程では共に1条で上表のように卒業年齢が明示されている。確かに一般学事通則は3条で13/14歳以前でも「課程」修了が証明された場合には卒業できることを定めている。この場合でも13/14歳がやはり基準年齢であることにはかわりない。従って卒業年齢と「課程主義」との関係についてはさらに検討を要すると言わなければならない。この問題は補習を考察する際に重要な意味をもってくるのである。

〔6〕 1750年8月8日付「シュレーゼンにおけるカトリック派及び福音派宗務局規程」は宗派が互いに異なる両親の子供の宗派決定について規定しているが、次の条項は卒業年齢の法的基準と読み替えることができる。①「強制されない」自己の「意思」で宗派を決定できる「自由」は「分別年齢に達した ad annos discretionis 者にのみ許される」、「この年齢にまだ達しない者はそこに達する迄その両親の宗派で教育される」(3条)、②「分別年齢に達する迄」「男子は父親の宗派、女子は母親の宗派で必要な教育を受けなければならない」(4条)、③「それ故に福音派の母親にカトリック派の父親によって息子が委ねられる場合、母親はこの息子を14歳になるまで絶対にカトリック派学校に就学させるか、或るいは母親がこれを拒否する場合には母親から息子の教育は外され、カトリック派の人物に教育のために預けられざるをえない」(5条)¹⁷⁾。更に続けて関連文書をあげておく。

1778年6月15日付改革派教会管理局・ルター派高等宗務局・フランス系移民高等宗務局宛宗務省令は、少年は14歳、少女は12歳に達する「分別年齢まで usque ad annos discretionis」両親の各宗派で性の相違に従って教授されるべき、と年齢差を設けている¹⁸⁾。しかし同年10月23日付西プロイセン政庁宛クルム司教 Bayer の指令は1750年宗務局規程に基づいて「全児童は両親の宗教で14歳まで教育されるべき」ことを確認し¹⁹⁾、そして11月5日付東プロイセン政庁宛閣令も「今後シュレーゼンのように、東西プロイセンにおいて、14歳をもって分別年齢と決定する」ことを命じている²⁰⁾。

以上のように、14歳が「分別年齢」として公的に確定されているが、このことは同時に14歳が宗教的能力において社会的に自立する年齢と公的に確定されていることである。従って、その「分別」の基準が宗派の教理の「修得」と判断されることになる。このように理解するならば1750年宗務局規程を境に、少なくとも法的次元では、卒業年齢までは「課程主義」——上記の一般学事通則3条のみならずカトリック派一般学事通則34条も同様——、卒業年齢の決定については「年齢主義」が併用されていると考えられよう。但し、卒業年齢に13/14歳と1年の幅がおかれているのは男女の「分別年齢」の差を考慮したものと想定されるが、しかしカトリッ

従来この点については、1734年改正規程が卒業年齢を明記していないことに関連して、この規程が一定「年数」の就学義務ではなくして、一定の「課程」——堅信受式資格——の修了を義務づけた「課程主義」の原則に

ク派一般学事通則は13歳と規程していることから推定してみると14歳を聖別年齢と考えるならば13歳までは就学年齢とみなされているとも予想され、この年齢差が明記された理由は不明である。しかし卒業年齢が規定された根拠が1750年宗務局規程に基づくものであったことについてはほぼ了解されるであろう。

実は、この併用が補習教授を必要とする理由と想定されうる。補習教授の内容をみると1734

教会（6条）		学校補習授業（6条）		学校説教*（9条）	
説教師	教理問答教授	読み方	新約聖書	説教師	青少年のキリスト教化
		書き方	箴言、使徒書簡、福音書		

年改正規定から1763年カトリック派一般学事通則まで公教理問答教授である。左表は一般学事通則の日曜補習授業を示したものであるが、補習授業としては

* ミカエル祭（9月29日）

本規定が最も時間数を多く且細かく規定している。これをみても補習授業が公教理問答書を中心とする教理の教授であることは明瞭であろう。

「課程主義」であるならばこれ程の公教理教授を規定する必要はない。それにもかかわらず通則がこうした公教理教授を卒業後も村落の未婚男女に義務づけたことは、通則自体が村落学校を軸に教区を権威的な教理による教化システム化する政策を強く志向している——少なくとも規定から構想される現実形態においてさえも——と考えざるをえないのである。

（二） 村落学校の権威的規律再生産機能

〔1〕 Neugebauer は、I章で指摘したように、強制就学による「規律化効果を過大に評価する」ことを戒めているが、しかし研究史を概観してもこの「効果」について実証することは、勿論史料上の制約で、非常に困難である。それにもかかわらず「効果」についてなんらかの肯定的なデータを提示できなければ、18世紀教育「政策」について考察する意義を主張することが困難となろう。研究史の現状ではそこまでも要求されているのである。

第1表 陸・海軍に編入された補充兵の学歴²¹⁾

州名	1868年 (%)			1869年 (%)			1870年 (%)		
	ドイツ語	母語	非卒	ドイツ語	母語	非卒	ドイツ語	母語	非卒
Preußen	77	10	13	76	11	13	79	10	11
Posen	50	35	15	51	34	15	51	35	14
Pommern	99	—	1	99	—	1	99	—	1
Schlesien	82	15	3	83	14	3	81	16	3
Brandenburg	99	—	1	99	—	1	99	—	1
Westphalen	99	—	1	98	—	2	99	—	1
Rhein	99	—	1	99	—	1	99	—	1

注1. [ドイツ語] はドイツ語で初等教育を受けた者
 2. [母語] はリトアニア語, マズール語, ポーランド語で初等教育を受けた者
 3. [非卒] は初等学校に就学(夏・冬季間のみの就学も含む)しなかった者

第2表 プロイセン、ポーゼン、シュレー
ジェン州の母語使用者数

州	県名	1868	1869	1870
I	Königsberg	401	311	274
	Gumbinnen	377	384	350
	Danzig	92	129	118
	Marienwerder	313	394	381
	総計	1183	1218	1123
II	Posen	1605	1561	1436
	Bromberg	459	516	467
	総計	2064	2077	1903
III	Breslau	26	31	48
	Liegnitz	2	1	2
	Oppeln	2041	1706	1983
	総計	2069	1783	2033

I. Preußen州

II. Posen州

III. Schlesien州

たものである。3年間で母語使用者数はケーニヒスベルク、グムビネン、ポーゼンの三県で減少傾向にあるが、他県では、シュレージェン州を除いて、1869年に増加、1870年に減少している。このことは何を意味しているのか。①上記三県では着実に各母語のドイツ語化が進行していること、②他県の母語は殆どがポーランド語であるが、これはポーランド人のドイツ語化—「プロイセン化」(I章〔3〕参照)—が①に比べて進展していなかったことを示唆している。リトアニア人のドイツ語化政策はすでに1719年から着手されており、この政策はリトアニア語版『小教理問答書』の作成・使用によるリトアニア人の「民族性、家庭習慣、生活慣行」の統制と並行して実施されたものである²⁴⁾。

シュレージェン州についてみると、オッペルン県が当州で最大のポーランド人を擁し、その母語使用者数は上記の3年間で微減傾向にある。このオーバー・シュレージェンの言語政策はカトリック派一般学事通則よりも2年早く、1763年5月18日付プレスラウ財務局宛省令で村落学校へのドイツ語導入が示達されている²⁵⁾。ここでの言語政策も「ドイツ語を一般化する」ことによって「人間的に同一の人間」を作る(1769年10月21日付同財務局宛省令)²⁶⁾ことを意図している。しかしこの政策は村落学校教育によって「ゆっくりと実現される以外にない」とプレスラウ総助任司祭にいわせしめた程に(1789年シュレージェン担当総助任司祭報告)²⁷⁾依然として当地帯における農民のポーランド語に対する「執着」は強かった(1789年10月28日付財務官調査報告)²⁸⁾。そのため直ちに同日付プレスラウ総助任司祭宛閣令は本政策が当地帯から「ポーランド語を排除すること」を「目的」としていること、そのために特に教師は青少年に司祭は教区成人に「もっぱら関係」してこの目的の実現にあたらせるよう命じている²⁹⁾。政策の実行は1793年に軍事的理由による村落学校教師確保の国家財源に困難が生じ、一時「中止」を余儀なくされる³⁰⁾。従ってリトアニア人に対する政策に比べて成功しているとはみなし難いが、しかし政策自体の「効果」は微少であれ否定することはできないであろう。

西プロイセン州の言語政策は1772年6月6日「陸軍中將校 v. Stutterheim, 財務局長官 v.

〔2〕 第1表より補充兵の卒業年代を推定してみよう。補充兵は1814年9月3日兵役義務法²²⁾による「護国兵 Landwehr」(2条)で、「20-25歳の常備軍で兵役を勤めない全男子」(8条)に該当すると考えられるが、しかし実際には1849年の統計でみると20-25歳13%, 25-32歳77%である²³⁾。従って1868-70年補充兵の卒業年代は1840-50年代であると推定されよう。

この時代になると第1表より就学率はプロイセン、ポーゼン、シュレージェンの三州以外は97-99%に達している。この三州では母語—プロイセン州ではリトアニア語、マズール語、ポーゼン、シュレージェン州ではポーランド語—使用未就学者が相当存在しているものと推定される。第2表は第1表からこの三州の母語使用者数をあらたに取り出し

Domhardt に対する占領政策訓令」を初見とする。訓令は、オーバー・シュレーゼン方式の採用を指示し、「ドイツ人学校教師」を「小都市と村落に配置」して「プロイセンの慣行を導入」することによってポーランド人を「次第にドイツ人と融合」する方針を決定している³¹⁾。1794年6月16日西プロイセン政庁は Roggenhausen 教区民とその支教区民が、「その内の何人かがたとえドイツ語を理解しているとしても、しかしドイツ語よりもポーランド語で教授されている」事態についてクルムの司教 v. Hohenzollern を厳しく難じ、教会の政庁への「報告書」「教会決算書」にドイツ語の使用を義務化する措置を講じている³²⁾。ダンチッヒ、マリーンヴェーダー両県のドイツ語化政策が殆ど「効果」をみていない原因の一つに教区及び支教区における住民のドイツ語化政策に対する根強い抵抗があったものと想定されよう。

この点は南プロイセンでも同様である。当州は1793-94年に大貴族とカトリック派聖職者の同盟によってプロイセン支配に対する「反乱」が発生し急速に全州に拡大したが、しかし軍隊の駐留によって終息を余儀なくされている³³⁾。そのため当州のポーランド人にたいするプロイセン閣僚の「愚民」観は強く³⁴⁾、当州民の「性格」を「道徳的訓練」によって変える（1796年5月22日 v. Voss の建白書³⁵⁾、「改造」するために「学校制度の設置」が急務と認識されたのである（1797年1月24日付南プロイセン財務機構設置委員会宛省令³⁶⁾）。このように当州の教育政策の本格的実施は19世紀に入り込むが、ポーゼン州の母語使用者が西プロイセンに比べて着実に減少していることは当州ではかなり強力な言語化政策が実施されたと推定されよう。

〔3〕 以上のようにドイツ語化政策から18世紀教育「政策」の「効果」についてかなり回りくどい考察を加えてきたが、18世紀のドイツ語化は教区民の生活慣行・道徳的態度・思考様式の統制と一体となって構想且つ実行に移され、18世紀においてもその「効果」が十分に推定されうる——西・南プロイセン両州におけるドイツ語化の抵抗も「政策」に対する具体的な教区民の反作用で、「効果」の一形態である——。従ってドイツ語化をも含む教育「政策」が絶対王政の単なる官僚的文書以上のものではなかったとはとうていみなし難い。

Neugebauer は勿論この視点に否定的で、こうした「政策」は「フムボルト後初めて現れた」、「改革期以降3月前期において初めて、学校は国家的社会政策の本質的要素の一つになった」³⁷⁾と主張しているが、Chr. Dipper の次の指摘はこの見解に対する反論であると同時に本論を支持するものである。すなわち彼は、18世紀末から、19世紀の「宗教政策」が「一貫して宗教的刻印を帯びた日常生活（宗教教授・安息日の維持・礼拝）と公権力 Obrigkeit との間の最も重要な結び目」であったこと、そしてこの政策が「公権力は教会内の静粛と平穏、教会外の礼儀と秩序を監督し且つ宗教蔑視者を厳罰に処さなければならない」「フォルクスシュレーは完全に国家の支配に委ねられるべき」という政策論を背後にもっていた、ことを明らかにしている³⁸⁾。

Dipper の見解の核心は教区-学区が「公権力」の統合化の単位であったことにあるが、Neugebauer がこの統合化政策の開始をプロイセン改革期以降とみなした背後には領主所領区域の再編を契機とする教区の再編過程——教区-学区の国家体制化——を考慮していると想定されうるが、実は、他ならぬ、この体制化政策自体が18世紀教育「政策」の枢軸をなし、それが教区民統合化＝言語化政策として、特に新州への政策として、画然たる姿をもってたち現れたのである。新州におけるこの政策に対する抵抗とともに、領主所領区域における保護権との対抗関係において絶対王政の「政策」が考察される必要があるだろう。そこで次に、この統合化が教区民の「心性」＝意識をいかなる方向へ規制せんとしたのかを明らかにしておかなければならない。

〔4〕ここでは本章(一)で繰り返し指摘した権威的な教理教授が青少年と成人にいかなる社会的行動様式へ訓練＝規律化せんとしたのかを考察することになる。

1734年改正規定, 1754年ミンデン条令, 1763年一般学事通則はいずれもその前文で、「青少年の無知」を非常に重大な問題として認識している。これは、1736年ケーニヒスベルク財務局宛勅令における東プロイセンに入植・配置されたザルツベルク人の「無知」に対する認識に象徴されるように、緊急に解決されるべき政治課題としての性格を有していたのである³⁹⁾。

「無知」の内容は、①「神の認識と畏敬」の欠如(改正規程前文)、②「真理」(＝神)の「認識」の欠如(ミンデン条令前文)、③「真性な敬神 Gottesfurcht⁴⁰⁾」の欠如(一般学事通則前文)、である。①～③は「キリスト教の基礎知識」に関するもので、これらの諸規程は徹底した教理問答教授によってこの「基礎知識」欠如を解決することを目的においている。そのため従来これらの規程に敬虔派グループの「純粋な宗教的動機」が作用していると分析されると同時に、その一方で「キリスト教化」という政治的動機によって策定されたとみられている⁴¹⁾。問題なのは、この両者の——特に宗教上の教義が権威的な道徳的実践的価値規範へ転換される——関連性が、いわば自明に近いこととして、これまで考察の対象外にあったことである。しかしながら、この関連性は決して自明なことではないように思われる。

〔5〕1765年カトリック派一般学事通則は宗教的目的と教化的目的を恐らく初めて併置したもものとして注目される。前者については、「成人臣民 erwachsene Unterthanen が神、隣人及び自分自身に対して有している義務」(50条)、後者については「君主 Souverain たる朕と朕の下にある公権 Obrigkeit にたいして負っている、忠実 Treue、従順 Gehorsam 及び堅固な忠誠 Ergebenheit の義務」(50条)、である。ここでは、神・隣人・自己自身に対する義務と国王・公権威に対する忠実・従順・忠誠の義務とが等式の関係にある⁴²⁾。

本節ではこの両者の義務関係を、まず諸規程に記述されている教理にそくして整理し、次に『大教理問答書』に基づいて考察する。

1754年ミンデン条令で展開されている「キリスト教の根本教義」は、本条令の宗教的目的と教化的目的との未分化を示すものであるが、上記の義務関係を嚮導する教義解説であると言うことができる。以下でその解説を摘記しておこう。①「人間の精神は病める」「死せる状態」にあり、「人間は自然のままではあらゆる善をなしえない」「哀れむべき状態に在る」(14条)、②この「哀れむべき状態」は「自愛 Eigen=Liebe」であり、これは特に児童に内在する「すべての罪惡の根源」である(18条)、③神は学校の内外＝全生活において「何時、如何なる場所」にも「偏在」する(16条)、④児童は、神、主に対する「畏敬の念」を持ち続け、自己の「意志 Willen」で「万事が神の思い召しに叶うように振舞い、真に神を崇め敬い、ひたすら己の救いを求める」べきこと(17条)、⑤「不服従は厳しく処罰」されるべきこと(18条)。

ここでは α 「自愛」否定＝自己の「意志」による＝＜内発的な＞「救済憧憬」(M.Weber)→神に対する「無条件の心服」という内面的態度、 β ＜非主体的＞＝＜内発的＞な神に対する「畏敬の念」→神に対する無条件の服従という内面的態度⁴³⁾、の二つの観点が包括されている。

一方、一般学事通則ではミンデン条令の上記14-17条が削除されて、「キリスト教の必須事項」の「理解をいっそう深める」こと、「教理問答書中のルターの為せる解義に就いては、ただ上級の児童にのみ、之を幾度となく繰返し斉読さすことに依りて暗記」(19条)させることに重点が移されているように考えられる。そこで、改めて、ルターの教理問答書における、 α 、 β が教化へいわば自然に転換されうる論理の仕組みを明らかにしておかなければならない。

〔6〕『小教理問答書』は「神の十戒」の内、「第4戒は、子供たちと、一般の人々」とって重要であり、とくに「聖書から、多くの例証を引きだして、おしえねばならない」⁴⁴⁾という教授原則を指示している。それでは何故第4戒が重視されているのか。その理由は第4戒が、『大教理問答書』において、聖俗<支配-服従関係>を原理的に解説しているからである。

①<「霊的支配」=「神の権威」-キリスト者>関係が第1次的支配-服従関係であり、聖の「秩序」である。②<「神の代理」=「この世の権威」=「全国土の父」-キリスト者>が第2次的支配=服従関係であり⁴⁵⁾、俗の「秩序」である。「この世の権威」は「公権」である(第5戒)。この「例証」として、例えば「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。神に由来しない権威はなく、今ある権威はすべて神によって立てられたものなのです。したがって、権威に逆らう者は、神の定めにくみ背くのであり、背く者はわが身に罰の宣告を招きます」(ローマ人への手紙13章1-2)があげられているのである。

それではこの聖俗<支配-服従関係>を可能にする規範=格率は何か。それは「絶対的服従」「謙虚・恭敬」「尊敬・服従」「従順」である⁴⁶⁾。これらは前出のカトリック派一般学事通則で表現されている「忠実・従順・忠誠」と読み替えてもよい。

以上のように、<神|公権威-キリスト者>の<支配-服従関係>を<忠実・従順・忠誠>の規範=格率によって規制する、という規律化政策が明確に強制就学規程に貫かれているとする推定の十分可能なことがわかるであろう。

〔7〕この規律化政策は、すでに1722年8月28日付プロイセン両宗務局宛勅令で明確な表現で述べられている。すなわち、特に農村において説教師は日曜日及び祝祭日に説教壇において「その会衆と教区民に愛、誠実、従順」を「教え導き」、「国王且つ最高ランデスヘル」に対する「完全な従順、率直な愛と誠実を心をこめて感動的に聞かせ」なければならない、と⁴⁷⁾。

Leschinsky, Roederは、I章〔3〕で示した「規律化」—特にポーランド人地帯における「プロイセン化」の「手段」として—に関して、「従順・勤勉」が18世紀教育政策の「最高目的」であった、と分析している⁴⁸⁾。ところが上記の勅令は教区内における教区民の規律化を意図しているのである。換言すれば、領主所領区域内にあっては<領主-農民関係>、新州では<司祭-農民関係>という直接的・日常関係を<ランデスヘル-農民関係>へ転換するためには、まず、農民=教区民の意識に<領主|司祭>を超える神=公的権威に対する「無条件の心服」という内面的態度を形成する必要があったのである。<忠実・従順・忠誠>は聖俗及びこの両者の社会関係を媒介する共通項として、従って具体的な対象に拘束されない、普遍的な規範=格率となっていることに留意されなければならない。この点をいくつかの事例によってさらに検討しておこう。

すでにII章(二)〔2〕で指摘したように、1766年段階でクレーフェ・マルクの農村社会におけるカトリック派教区では<司祭-農民関係>に絶対王政の「領邦高権」が及ばなかった。この事態は1770-80年代ではシュレージェン、プロイセン諸州でも顕在化していた。

1789年9月11日付プレスラウ総助任司祭報告に述べられたオーバー・シュレージェンの村落社会の状況はこの点を象徴的に示している。すなわち、「村落成員の中に、明瞭な母語の土地生まれの司祭に愛着をもっている、彼等の自然な結びつきをなによりも完全に信頼する顕著な傾向がみられる、村落成員は、従って、かかる司祭職の排除及びよそものを教会の理事に任命することを、耐えられない強制とみなした」、彼らの経験的事実にはプロイセン国家・国王という観念、まして「陛下に対する義務」観は存在しない、と⁴⁹⁾。ここでは第1に<司祭-農民関係>

を、普遍的規範に基づいて、神＝公的権威に対して「無条件」に「心服」＝服従するという意識の形態へ転換し、そして次に「ランデスヘルー農民関係」へと再度意識転換を図るという二段階の規律化が構想されていたのである⁵⁰⁾。こうした視点をもってさらに西・南プロイセン関係の公文書を見てみよう。

1776年6月7日付西プロイセン政庁宛閣令は、農村地帯の聖職者に、「民衆に、聖職者とランデスヘルに忠誠を示し、忠実なる且つ従順な臣民として行為」するように導くことを命令している⁵¹⁾。本閣令でも「聖職者－農民関係」と「ランデスヘルー農民関係」が併置されて、それぞれの「関係」と両「関係」間の関係が「忠実・従順」という共通の規範によって媒介されている、の二点に気づくであろう。この二点をさらに明確に文書化したものが1785年3月4日付西プロイセン司教教書である。ここでは、①「権威に従順であること、神以外の権威は存在しない」、②「我々の国王、我々の主及びあらゆる権威に服従」すべきこと、が一つの「信仰」の対象として認識され、したがって説教と同時に「青少年の教育」の目的として重視されているのである⁵²⁾。

南プロイセンについては本章(二)[2]で指摘したように、1793-94年の全州規模の「反乱」を契機に、「聖職者を掌握することが」「秩序を維持するもっとも有効」な政策であることを国務大臣 v. Hoym は上奏している(1794年4月24日)⁵³⁾。1796年8月9日付勅令は、この上奏に基づいて、「聖職者の宗教上の観念と見解が住民の心情に与える影響力」を強化することによって、「教区民に国家とランデスヘルに対する忠実、服従及び忠誠」なる内面的態度を「作り出し」「強化」すべき政策を決定している⁵⁴⁾。

[8] 以上のように、規律化は第一に教区内の規律化、第二に社会的規律化という二段階で構想され、政策化されていたのである。Leschinsky, Roeder の規律化にはこの視点が欠如していたがために、上記の一連の公文書で示された政策が文字どりの政策として「ランデスヘルー農民関係」への規律化として理解され、この二段階の規律化を政策化したものと解釈することができなかつたものと想定される。しかし政策自体は教区内の規律化に重点がおかれ、村落学校は、「忠実・従順・忠誠」という普遍的な—それ故に権威的な—規範の教育によって青少年・成人世代の内面的態度の内に、すなわち意識形態として、「神|公権威」に対する二重の服従関係を矛盾なく併存させ且つ両権威への服従の自然な移行を可能にする規律化機能を、現実的にも、担わざるえなかつたのである。

IV. 総 括

[1] 18世紀の就学規程を鳥瞰的に考察した結果、一応つぎのような結論をとりまとめることができよう。①絶対王政の「宗教儀式及び聖務権」に基づくカトリック派教区民に対する「支配高権」は、絶対王政の宗務政策の枢軸をなすものであった。②このことは教区における礼拝・祝祭日規制に顕著に現れる。③しかしながら、教区における聖職者－教区民関係は強固な心情的絆で結ばれており、ここに絶対王政の「支配高権」は干渉することができなかつた。④教区内のこの日常的・直接的関係をランデスヘルー教区民の一元的関係へ、教区民の内面的態度、すなわち意識形態において転換を図ること、これは、プロテスタント派領主所領区域における領主－農民関係を同様にランデスヘルとの関係へ転換させる政策と重なって、18世紀絶

対王政の宗務政策の軸心となった。⑤その政策の構想において村落学校が特別の社会的機能を付与された——a)村落学校は「聖霊の作用する場」として絶対王政の教会—教区支配政策の対象に含まれ、b)学校の内部体制(管理体制, 時間割, 教授対象, 教授方法)は教会の礼拝—公教理問答教授の方式に準拠し、c)権威的規範によって青少年の行動を規制する規律化に最も適合的に編制された——。⑥この規律化は、<神 | 公権威>に対する二重の服従を、<忠実・従順・忠誠>という規範によって、青少年の内面的態度として訓練することを意味する。⑦村落学校は青少年のみならず教区内の成人を対象とした補習教理問答書教授によって、教区民の意識を規律化すると同時に、<神 | 公権威>に対する服従を教区の「集合心性」(É. Durkheim)として制度化する機能を——政策と現実的機能において——担わざるをえなかったのである。

〔2〕 以上の7点に基づくと、18世紀における「国家による」「国家のため」の規律化及び強制就学による「規律化効果」に対する Neugebauer の否定的見解は、実は、Leschinsky, Roeder の「統合化」論と同様に、規律化を国家—農民の関係で捉え、<教区(学区)—教区民> → <国家—教区民> という二段階の教区民の意識 = 「心性」の変革の問題を考慮の外においているように思われるのである。

注

I.

- 1) 拙稿「18世紀プロイセンにおける教育構造の分析——特に東プロイセン私領地区域の教育史的研究——」I-(III)上越教育大学研究紀要 第6-8巻 1987-89年。
- 2) Gustav Schmoller, Die Verwaltung Ostpreußens unter Friedrich Wilhelm I. In: Historische Zeitschrift. Bd. 30. München 1873. S. 68.
- 3) Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im Neuzehnten Jahrhundert. 1. Teil, 5. Aufl. Leipzig 1894. Aufl. 1913. S. 42f.
- 4) Arnim Leschinsky, Peter Martin Roeder, Schule im historischen Prozeß. Ulstein 1983. 本書については、拙稿「18世紀プロイセンにおける教育構造の分析——特に東プロイセン私領地区域の教育史的研究——」(1)2-6頁参照。
- 5) 阪口修平「プロイセン絶対王政と民衆学校(1)」中央大学文学部紀要史学科第33号1988年111頁。
- 6) 阪口修平前掲論文及び前掲拙稿(特に3-6頁)参照。
- 7) Verordnung, daß die Eltern ihre Kinder zur Schule und die Prediger die Catechisationes halten sollen. 法文は、田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』風間書房 1969年 73-74頁参照。
- 8) W. Neugebauer, Bemerkungen zum Preussischen Schuledikt von 1717. In: Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands, Bd. 31. 1982. S. 163-175.
- 9) 従来の見解は、「国王陛下の特別命令 Specialbefehl」に基づいて公布され、従って国王は規定の本文を閲していない「プロイセン公文書起草スタイル」をとっているとみられていた(F. Vollmer, M. Lehmann) (W. Neugebauer, op. cit., S. 163.)。
- 10) 東プロイセンでは授業料について児童が「故意に」就学しない場合にも「徴収されること」(W. Neugebauer, op. cit., S. 156-169.)、ポムメルンでは特に説教師の教理問答書試験及び

教理問答教授が「全面に現れ」、この違反に対して「Advocati Fiscii」の処罰権を明示している（W. Neugebauer, op. cit., S. 170.）。これら三州における相違は、III章（二）〔3〕で指摘するように、州シュテンドとの対抗関係—これは「政策」の執行過程における「効果」の一形態である—において1717年「政策」が展開していることを、逆に、傍証している。

- 11) W. Neugebauer, op. cit., S. 175.
- 12) W. Neugebauer, *Bildung, Erziehung und Schule im alten Preußen. Ein Beitrag zum Thema: "Nichtabsolutistisches im Absolutismus"*. In: Hrsg. v. Karl-Ernst-Jeismann, *Bildung, Staat, Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Mobilisierung und Disziplinierung*. Stuttgart 1989. S. 27.
- 13) W. Neugebauer, op. cit., S. 31f.
- 14) 前掲拙稿2頁参照。
- 15) A. Leschinsky, P. M. Roeder, op. cit., S. 111.
- 16) W. Neugebauer, *Bildung, Erziehung und Schule im alten Preußen*. op. cit., S. 40. ここで規律化の用語について簡単に言及しておきたい。用語自体は G. Oestreich, *Strukturprobleme des europäischen Absolutismus* (In: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. Bd. 55. 1969.) (邦訳「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」, 成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店1982年所収)における「社会的規律化」に基づいている。これについては阪口修平「社会的規律化と軍隊」(『規範と統合』岩波書店 1990年 所収) 221-227頁及び二宮宏之「序章」(同書所収) 10-13頁に詳しく検討されている。本論もこの検討の成果に依拠しているが、ここで「社会的」を削り単に規律化とした理由は、二宮が整理しているように、教区内の規律化と教区を超えて、社会的レベルの規律化を区別するためである。なお、「社会的規律化」論の課題は、W. Schulze, *Gerhard Oestreichs Begriff "Sozialdisziplinierung in der Frühen Neuzeit"* (In: *Zeitschrift für historische Forschung*. Bd. 14. 1987.)でも言及されるように、①規律化自体には方法と目的が同時に含まれており、その両者を明らかにすること (S. 276. 参照)、②規律化が道徳的意識と行為に「構造変化」(Oestreich)を惹起する理論的メカニズムが、たとえ歴史概念であったとしても、考察の対象に据えられる必要がある、という二点である (S. 296. 参照)。

II.

- 1) W. Neugebauer, *Bildung, Erziehung und Schule im alten Preußen*. op. cit., S. 29.
- 2) Wilhelm Altmann (Hrsg.), *Ausgewählte Urkunden zur Brandenburgische-Preußischen Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*. Teil 1. 2. Aufl. 1914. S. 84f.
- 3) Kurt Breysig (Hrsg.), *Urkunde und Actenstücke zur Geschichte des Kurfürsten Friedrich Wilhelm vom Brandenburg-Ständischen Verhandlungen III*. Bd. 16. 1. Theil Berlin 1899. S. 334, S. 365.
- 4) *Bericht der ostpreussischen Regierung [1786. 1. 10.]* In: Max Lehmann, *Preussen und die katholische Kirche seit 1640. Nach den Acten des Geheimen Staatsarchives*. (以下, AGS. と略記する) 4. Theil. 1758-1775. Osnabrück 1966 (Neudruck der Ausgabe 1882) 公文書番号 (以下 Nr. で記す) 873. S. 674-675.
- 5) Wilhelm Altmann (Hrsg.), op. cit., S. 365.
- 6) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 791. S. 803.
- 7) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 835. S. 826.
- 8) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 836. S. 827. Nr. 837. S. 827.

- 9) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 843. S. 829.
- 10) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 849. S. 831.
- 11) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 642. S. 698.
- 12) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 645. S. 702.
- 13) AGS., 1. Theil. 1640-1740. 1965. Nr. 710. S. 752.
- 14) AGS., 2. Theil. 1740-1747. 1967. Nr. 140. S. 114.
- 15) AGS., 2. Theil. 1740-1747. 1967. Nr. 116. S. 89.
- 16) AGS., 2. Theil. 1740-1747. 1967. Nr. 204. S. 121, 183f. Hoheitsrecht = Kirchenhoheit = Territorialsystem と捉える O. Hintze の見解は(O. Hintze, Die Epochen des evangelischen Kirchenregiments in Preußen, in: Historische Zeitschrift, Bd. 97. 3. Folge. I. Bd. 1906. S. 90f.), Neugebauer は否定的であるが, 以上の考察から依然として有効且つ重要であると考えられる。
- 17) AGS., 2. Theil. 1740-1747. 1967. Nr. 3. S. 4.
- 18) AGS., 2. Theil. 1740-1747. 1967. Nr. 476. S. 413.
- 19) F. G. E. Anders, Statistik der Evangelischen Kirchen in Schlesien. Glogau 1848. St. Maria=Magdalena 教区については S. 21.
- 20) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 627. S. 628.
- 21) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 162. S. 167f.
- 22) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 179. S. 187f.
- 23) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 275. S. 291f.
- 24) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 285. S. 305.
- 25) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 285. S. 304.
- 26) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 401. S. 415.
- 27) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 418. S. 428.
- 28) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 265. S. 284f.
- 29) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 364. S. 384.
- 30) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 401. S. 415f.
- 31) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 419. S. 428.
- 32) AGS., 5. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 186. S. 140f.

III.

- 1) O. Hintze, Ein leitende Darstellung der Behördenorganisation und allgemeinen Verwaltung in Preußen beim Regierungsantritt Friedrich II. In: Acta Borussica. Denkmäler der Preußischen Staatsverwaltung im 18. Jahrhundert. (以下 AcB. と略記する) Bd. 6. 1. Heft. Berlin 1901. S. 56.
- 2) Adolf Keil, Das Volksschulwesen im Königreich Preussen und Herzogthum Litthauen unter Friedrich Wilhelm I. In: Altpreussische Monatsschrift. Neu Folge. der Neuen Preussischen Provinzial-Blätter. Bd. 23. Königsberg in Pr. 1886. S. 97f.
- 3) Neugebauer は1717年の就学規程をそれ以前の宗教局規程 Kirchenordnung (1568年の本規程も含まれる)の「内容を制定したものに」すぎなく (W. Neugebauer, Bemerkungen zum Preussischen Schuledikt von 1717. op. cit., S. 160.), 政策としての「新形成物 Novilität」ではない (W. Neugebauer, op. cit., S. 157.) という見解を提示している。この見解の背後には就学強制の「政策」は本来認め難いという前提が存在するように理解される。「政策」の

- 意味づけによると考えられるが、その点の厳密な用語指定をいまわきにおくとすれば、強制就学諸規程が成立する過程には絶対王政の強制就学に対する何らかの政治的意図(=規律化)が作用していると予想しなければならず、その意図は独立して分析される必要があろう。
- 4) Walter Hubatsch, *Geschichte der Evangelischen Kirche Ostpreußens*. Bd. 1. Göttingen 1968. S. 203-207.
 - 5) 法令原文は、W. Hubatsch, *op. cit.*, Bd. 3. S. 211-223. 前文と17条よりなる(田中昭徳前掲書付録II. 24-34頁に原文が収録されているが、但し6条以下は収録されていない)。以下では、改正規程と記す。
 - 6) 原文名 *Königliche Preußische Land-Schul-Ordnung, wie solche in unserm Fürstentum Minden auch der Grafshaft Ravensberg durchgehends zu beobachten*. 訳文は田中昭徳前掲書234-259頁参照。以下では、ミンデン条令と記す。
 - 7) 原文名 *General-Land-Schul-Reglement*. 訳文は田中昭徳前掲書338-365頁参照。以下では、一般学事通則と記す。
 - 8) 正式原文名 *Königlich Preussisches General-Land-Schul-Reglement für die Römisch-Catholischen in Städten und Dörfern des souveränen Herzogthums Schlesien und Grafschaft Glatz*. (原文は、K. Schneider und E. von Bremen, *Das Volksschulwesen im Preussischen Staate*. Bd. 3. Berlin 1887. S. 694-705.) 以下では、カトリック派一般学事通則(但し、図表内ではカトリック派)と記す。
 - 9) 正式原文名 *Schulreglement für die niedern katholischen Schulen in den Städten und auf dem platten Lande von Schlesien und der Grafschaft Glatz*. (原文は、K. Schneider und E. von Bremen, *op. cit.*, S. 706-715.)
 - 10) この理由については、III章注42を参照。
 - 11) 「会衆の礼拝式について」, ルター著作集第1集第5巻 聖文社 1967年 227頁。
 - 12) 『手引き書 小教理問答書 一般の牧師, 説教師のために』 ルター著作集第1集第8巻 聖文社 1983年 569頁。
 - 13) F. A. W. Diesterweg, *Religionsunterricht, wie und wie nicht?* In: F. A. W. Diesterweg *Sämtliche Werke*. Bd. 8. Berlin 1965. S. 310.
 - 14) F. A. W. Diesterweg, *Der Absolutismus in der Religion, in der Politik und in der Pädagogik*. In: F. A. W. Diesterweg, *op. cit.*, S. 354.
 - 15) K. Schneider und E. von Bremen, *op. cit.*, S. 705.
 - 16) 田中昭徳前掲書104-105頁。
 - 17) AGS., 3. Theil. 1747-1757. 1968. Nr. 322. S. 281f.
 - 18) AGS., 5. Theil. 1775-1786. 1965. Nr. 344. S. 259.
 - 19) AGS., 5. Theil. 1775-1786. 1965. Nr. 252. S. 265.
 - 20) AGS., 5. Theil. 1775-1786. 1965. Nr. 354. S. 266.
 - 21) *Centriblatt für die gesammte Unterrichts-Verwaltung in Preußen*. Hrsg. v. Stiel. No. 9. Berlin 1868, S. 568f. No. 12. 1868, S. 771f. No. 10. 1870, S. 639f.より作成。
 - 22) *Gesetz=Sammlung für die Königlich=Preußische Staaten 1814*. Berlin. S. 79f.
 - 23) *Mittheilungen des statistischen Bureau's in Berlin*. 3. Jahrgang. 1850. No. 17. S. 263.
 - 24) 拙稿「18世紀プロイセン教育政策の基本構造—村落共同体と学区—」川合章編『子どもの人格と学力』第4巻 労働旬報社 1987年所収 229-230頁。
 - 25) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 119. S. 113f.

- 26) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 352. S. 372.
- 27) AGS., 6. Theil. 1786-1792. 1965. Nr. 360. S. 424f.
- 28) AGS., 6. Theil. 1786-1792. 1965. Nr. 375. S. 452.
- 29) AGS., 6. Theil. 1786-1792. 1965. Nr. 376. S. 455f.
- 30) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 16. S. 15 f.
- 31) AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 435. S. 439.
- 32) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 125. S. 118f.
- 33) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 141. S. 138-141. Nr. 143. S. 154-156. Nr.156: S. 170-172. Nr. 196. S. 211.
- 34) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 315. S. 304.
- 35) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 339. S. 372.
- 36) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 410. S. 522f.
- 37) W. Neugebauer, *Bildung, Erziehung und Schule im alten Preußen*. op. cit., S. 39.
- 38) Christof Dipper, *Volksreligiosität und Obrigkeit im 18. Jahrhundert*. In: Hrsg. von Wolfgang Schieder, *Volksreligiosität in der modernen Sozialgeschichte*. (Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 11.) Göttingen 1986. S. 80f. S. 96.
- 39) W. Hubatsch, op. cit., Bd. 3. S. 223f.
- 40) 「敬神」は田中訳では「信仰」となっている(田中昭徳前掲書339頁)。
- 41) 梅根悟『近代国家と民衆教育—プロイセン民衆教育政策史—』誠文堂新光社1967年113-114, 116-117頁。「宗教的動機」の内容は「農民とその子弟を敬虔なキリスト者にすること」である(同上113頁)。
- 42) こうした2目的の分化は、カトリック派一般学事通則50条で新たに公布を予告された1765年12月29日付プレスラウ副司教 Strachwitz 教書では次のように述べられている—「両性の青少年は教会並びに学校へ適切に出席し」「神への深い敬愛、国王への恒常的な忠実と恭順」を「教え導かれ」、「神を畏れ、国王を敬い、権威に従い、祖国を愛すること」(AGS., 4. Theil. 1758-1775. 1965. Nr. 262. S. 281f.)。ところで、カトリック派一般学事通則について梅根は、「宗教教育的要素」が一般学事通則に比べて「うすく」、これはフリードリッヒ大王が「本来欲していた」ものである、と考察している(梅根前掲書126頁)。シュレーゼンに関する本稿で使用された限りの公文書はこの評価と正反対であることについては改めて説明を要しないであろう。しかし、カトリック派一般学事通則には50条以外に教理の解説に関する条項はほとんどなく、その一方で読み方、書き方教授が重視されている。特に書き方能力は農民の離村化の要因として排除されてきた。ところがシュレーゼンではすでに1743年2月2日付高等管区政庁・高等宗務局宛省令で「ドイツ語書簡の書き方」が義務づけられている(AGS., 2. Theil. 1740-1747. 1967. Nr. 273. S. 241f.)。その上、このシュレーゼン方式が西・南プロイセン両州のポーランド人のプロイセン化のモデルと決定されている(III章(二)[2]を参照)。この理由には2点想定される。①教理の機械的暗記学習より書きコトバによる教化=規律化の有効性、②ドイツ語化政策。カトリック派一般学事通則の時間割は、教理問答教授中心から、読み方、綴り方、書き方中心に変わり、授業時間も既にみたように(III章(二)[3])1時間から30分単位に編成されている。その上進級・卒業もこの教科の学習成果による。このように宗教的目的と教化的目的が分化することと対になって、就学規程は教会規程から分離していく。本規程はその移行的段階にあるものと想定される。
- 43) 「神に対する無際限な信頼という宗教心に見られるこのような特殊に反理性的な内的態度

- は、ときには悟性による実践的分別に対する無世界的無関心にまで通じ、またしばしば神の摂理に対するあの無条件の心服にも通ずる」, M. ウェバー『宗教社会学』武藤一雄, 藺田守人, 藺田担訳 創文社 1976年 246頁。
- 44) 前掲ルター著作集 第1集 第8巻, 570頁。
- 45) 「神は父と母とを地上の他のいっさいの人物から区別し, 選びだして, ご自身の次におきたもうのである。」(『大教理問答書』, 前掲ルター著作集 第1集 第8巻, 410頁), 「この両親の權威から他のすべての權威が出て拡大していく」(同上418頁)。
- 46) 以上の『大教理問答書』からの引用は, 前掲ルター著作集 第1集 第8巻, 410-426頁による。以上の引用の他に, M. Weber のルター派教義が内在的必然性をもって「神への無条件の服従と所与の環境への無条件の適応と同一視するにいたった」鋭利な分析が参照されなければならない(M. Weber『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳 岩波文庫版 第2版 1989年 122, 125頁)。
- 47) AcB. Bd. 3. 1901. S. 523f.
- 48) Arnim Leschinsky, Peter Martin Roeder, op. cit., S. 119.
- 49) AGS., 6. Theil. 1786-1792. 1965. Nr. 360. S. 422f.
- 50) さらにII章(二)[4]を参照。
- 51) AGS., 5. Theil. 1775-1786. 1965. Nr. 189. S. 141.
- 52) AGS., 5. Theil. 1775-1786. 1965. Nr. 839. S. 640-645.
- 53) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 142. S. 147.
- 54) AGS., 7. Theil. 1793-1797. 1965. Nr. 358. S. 435.

〔付記〕 本稿は, 1990年度科学研究費補助金(一般研究(B))による, 「市民革命と近代公教育の成立に関する基礎的研究」(研究代表者・大正大学文学部教授 松島鈞)の, 研究成果の一部をなすものである。

Die Funktion der Integrierung der Kirchspiel in Preußen im 18. Jahrhundert

— Die Funktion der Disziplinierung der Dorfschule —

Mitsuo MASUI

RESÜMEE

Die Grundidee der Volkserziehungs- und Religions-Politik der preußischen absolutistischen Monarchie ist es, die Besinnung des gemeinen Manns im Land zu der preußischen Monarchen zu konzentrieren. Um diese Konzept zu verwirklichen, auf Grund von Jura sacra et spiritualia des Landesherrn, übte diese Monarchie die Herrschaft über der Kirchspiel aus und unternahm die Integration der Besinnung der Kirchengemeinde.

Die Dorfschule als des heiligen Geistes Werkstatt, unter dieser Herrschaft, durch Katechismuslehre die Jugend und Erwachsene in der Kirchenspiel zum Gehorsam zu Gott und Obrigkeit disziplinierte. In der Kirchspiel im 18. Jahrhundert sollte die Dorfschule es ihm zu der Bestimmung machen, die Funktion dieser Disziplinierung durch den Normen von Treue, Gehorsam und Ergebenheit zum untertanigen Gehorsam zu Gott und Obrigkeit in dieser Politik zu vollbringen.

[Inhaltsverzeichnis]

I. Einleitung

II. Das Herrschaftsrecht des Landesherrn über das Kirchspiel

III. Die Funktion der Disziplinierung der Dorfschule

IV. Zusammenfassung